

公社私情協発第 23 号  
令和 4 年 6 月 6 日

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会  
理事・事務局長 野方 英樹 様

公益社団法人私立大学情報教育協会  
会 長 向 殿 政 男

### 授業目的公衆送信補償金制度の分配に関する課題提起について

平素は、本協会の事業にご理解をたまり感謝申し上げます。

さて、貴協会のご努力により、授業目的公衆送信補償金制度が円滑に運用されておりますことにご同慶の至りです。

ところで、補償金を徴収する仕組みは、貴協会でごガイドラインを整理して、2021 年度より本格実施されておりますが、徴収した補償金が個人を対象とした大学教員などへ適切に分配される仕組みについてはまだ確立されておられません。現状では、一部の大学にサンプル調査を行い、そのデータを基に分野ごとの分配業務受託団体に分配業務を委託しております。分配業務受託団体は、新聞、論文、文芸、脚本、写真、美術、出版、音楽、映像となっており、大学をはじめとする教育機関の団体が含まれておりません。分野を網羅する団体がない場合は、貴協会が設立支援を行うとして、2022 年度予定されていると側聞しております。

改正著作権法が求める趣旨は、著作権者の権利を保護し、社会的な不利益を被らないようにすることで、質の高い著作物を持続的に提供できるようにするとしており、法の趣旨に即した仕組みづくりに向けて、貴協会において年次的に課題解決の行動計画を策定され、実現できますよう、別紙のように課題提起を整理しましたのでご検討をお願いいたします。できますならば、本年 11 月 30 日の本協会臨時総会（オンライン）において貴協会のお考えを伺えれば幸いに存じます。

## 1. 分配の仕組みに対する考え方の問題

- ① 著作権法が求める趣旨は、文化・社会経済の発展を図るために、著作権者の権利を保護し、社会的な不利益を被らないようにすることで、質の高い著作物を持続的に提供できるようにすることとしています。
- ② それには、著作権を主張する人・組織などから、権利者としての登録を一元管理できるようにしておくことが前提となります。
- ③ その上で、著作物を利用する組織などから、利用情報の中で著作権者をできるだけ報告させることを義務付ける必要があります。
- ④ 著作権者に分配される額の多寡に関わらず、著作権の対象となる全ての権利者に分配される仕組みを確立して、透明性が確保されることが前提として考えられます。
- ⑤ 特に、学校関係者、例えば、大学教員で公衆送信目的授業利用の対象となる教員個人への分配については、現状での仕組みから漏れてしまう恐れが危惧されます。
- ⑥ このような著作権の対象となる全ての権利者を可能な限り把握し、手当していくことが改正著作権法の究極の目的であると言えます。

## 2. 分配の仕組みを改善していくための課題

- ① 分配業務受託団体ができる限り個別の権利者に分配するとしていますが、その団体に大学をはじめとする教育機関の団体が含まれておらず、大学教員への分配の窓口となる団体が 2022 年度に予定されていると側聞しており、分配業務受託団体の設立確認が急がれます。
- ② 著作物利用情報の収集は、著作権の対象となる全ての権利者を対象とするため、サンプル調査で対象校に限定することなく、全ての利用者組織に義務付けていく必要があります。その際、権利者については、利用者側で探索し、明らかにしておくことが必要と考えます。
- ③ 著作権者の一元管理を的確に行うには、例えば、複数のコンピュータでデータを共有するブロックチェーン（分散型台帳）技術を用いたシステムなどを導入して管理する必要があります。
- ④ 分配は、これまでのところ分配業務受託団体に一任されており、権利者が不明な場合には、分配金相当額を共通目的基金に繰り入れて最大 10 年間検索するとしていますが、どのような方法で検索するのか団体に一任されており、統一性が見られませんのでガイドラインを作る必要があると考えます。
- ⑤ メタバースなど新しい著作物の利用形態は、今後無限に拡大されていくことを考えますと、分配業務受託団体での分配に限界が感じられます。将来は、分配業務受託団体ではなく、ネット上で AI を活用したデータベースにより対応することも計画していく必要があることを検討していく必要があると考えます。
- ⑥ なお、いわゆるオーバーライド問題は、個別契約をしている権利者が大学からの契約使用料と補償金の両方を受け取ることで二重徴収になる可能性が残されていますことから、ガイドラインを提示していただくことが必要かと考えます。